

小畑委員資料

第6回再犯防止推進計画等検討会検討テーマ意見

(29・7・18～更生保護法人両全会理事長小畑輝海メモ)

第1 地方公共団体における推進体制の整備等

○ 概要

2013年に経済協力開発機構（OECD）が公表した「より良い暮らし指標」（Better Life Index）の分野別ランキングで、「安全」分野において、日本は第一位だった。しかしながら、我が国の実情は、約3割を占める再犯者が、件数において約6割の犯罪を実行している状況にある。再犯者の比率の増加は、刑務所出所者の社会復帰が極めて難しい状況を表している。

名実ともに、「より良い暮らし指標」における安全ランキング第1位を確保するためには、社会において具体的な再犯防止対策を推進し、刑務所出所者の一人一人の特性に応じた効果的な取り組みを行うことが求められる。犯罪や非行をしたものが社会的に孤立することなく社会復帰が出来、地域において安定した生活を継続して営めることが肝要である。

このような地域の体制を作る上で要の役を果たすのが地方公共団体である。国の関連機関の指導と協力を得て地方公共団体が主体的に地域のリーダーシップをとることが望まれる。また、その地方に熟知した地方公共団体は関連機関・団体を調整し刑事司法機関とのパイプ役を行うことが望まれる。

○ 具体的な役割

- 1 刑務所出所者の特性に応じた指導及び支援体制の働きかけ
- 2 行政からの協力雇用主会や更生保護施設等への支援強化
- 3 住居と就労の確保による社会復帰支援の充実
- 4 保護司活動への支援の充実
- 5 輻輳している支援制度の整理統合による分かりやすい支援システムの構築
- 6 再犯の実態・実情の調査把握と支援体制の検証作業の実施
- 7 地域住民の理解促進のための啓発活動の充実
- 8 少年育成・補導活動の充実

これらを実施する体制の整備が必要である。

この際、これらの活動を機能的に推進するためには地方公共団体の窓

口となる主管の部署を設け明確化する必要がある。

○ 実施細則

- 1 各地にある更生保護施設、保護司サポートセンター、各種支援センター等と市区町村との連携・協働体制の整備推進
- 2 刑務所出所者への指導や支援に関するノウハウやスキルを有する保護観察官・矯正OBの活用
- 3 刑務所出所者が利用しやすい相談窓口の用意
- 4 スマートフォン等SNSを活用した相談支援の推進
- 5 刑務所出所者を雇用した事業所に対する公共事業・委託事業等への参加優遇制度の実施
- 6 被害者支援の充実・強化が必要（診断書料及び初診料の公費負担、一時避難場所の確保等、支援情報の提供、カウンセリング実施により精神的負担の軽減等）

これらへの配慮が必要である。

○ 女子刑務所あり方研究委員会の地域支援事業モデルの手法が参考

平成25年から3年にわたり堂本委員長のもと関係機関や県知事等の地方自治体トップに働きかけを行い、関連の専門家などの協力を得るなど女子刑務所と地域の協力体制が整ってきた。

第2 関係機関の人的・物的体制の整備等

○ 概要

平成25年10月3日内閣府政府広報室による「再犯防止対策に関する特別世論調査」において一般国民は、

<再犯防止のための方策として>

「住居と仕事を確保して安定した生活基盤の確保」・・・58，6%

「保護観察官、保護司による一人ひとりの問題性に応じたきめの細かな指導」・・・47，9%

「地域ぐるみで立ち直りを援助する」・・・31，0%

「過去に犯罪や非行をした人たちを積極的に雇用すべきか」
・・・YES 57，2% （NO 19，0%）

＜就職機会を広げるために、国や地方公共団体はどのような取り組みを進めるべきか＞

「資格取得、ビジネスマナー取得」	・・・ 60, 7%
「雇用企業や事業主を支援する」	・・・ 42, 3%
「国や地方公共団体で雇用する」	・・・ 36, 7%

とある。

上記のアンケート結果が再犯防止対策の大方を言い表している。

○ 具体的対策

＜役割の明確化・効率化と情報の共有＞

国側機関として、警察庁、検察・矯正及び更生保護の法務省関連機関、職業安定・社会援護の厚労省関連機関、雇用促進住宅等国交省関連機関、裁判所等々の連携が必要である。

地方公共団体としては、労働担当、福祉担当、住宅担当のセクションの協力が必要である。

民間部門としては、更生保護法人、保護司会、更生保護女性会、教誨師会、篤志面接委員会、NPO法人、農業生産法人、協力雇用主会、就労支援事業者機構、地域生活定着センター、日本財団等の公益財団があるが、利用者目線からすると、支援のツールがたくさん用意されているにもかかわらず、複雑多岐にわたることから利用しがたく見えること。また、支援内容も必ずしも十分とは言えない。

関係機関同士も、断片的な情報であったり、不確かな情報であることから利用者の側に立った支援ができない場合もある。さらに開示情報の少なさから、身元引受や就労したい事業主も躊躇せざる負えない場合もあるのではない。

関連機関連携で「触法者等総合支援室」等の設置と、受け手側における守秘義務厳守の上での「情報バンク」設置による出口支援窓口の一本化を目指す必要がある。

市区町村は、この窓口との支援計画策定などを行い、実施民間団体への支援要請を行うシステムにすべきである。